―力の結集により協働の仕組みを構築します―

基本的な取り組み（Ⅲ章）ならびに基本計画（Ⅳ章）、そして挑戦プロジェクト（Ⅴ章）を具体的に展開していくためには、地域事業者、行政、大学、そして町民が縦横に連携し、共に協力して働くというまさに「協働」という概念が必要となります。特にⅤ章で記した新しい産業づくりプロジェクトや活力づくりプロジェクト、環境づくりプロジェクトにおいて、「協働」は事業を成功に導くための必須の条件となります。

本章では、一つのケーススタディーとして、三つの挑戦プロジェクトを念頭におき、連携や協働により事業を進めていくための取り組み体制のあり方等について、事業推進計画として取りまとめています。

なお、協働のための取り組む組織体については、話しを分かりやすくするために表記したものであり、実際にはそれぞれの取り組み活動に応じて柔軟に組織が編成・構成されることとなります。

1　協働推進体制

（１）協働推進組織の設置

■これから示す協働推進体制は、町民が主役となる取り組みに関し、ともに考え行動するための実行組織体の一例を示すものです。

■まず必要となるのは、町の各産業団体の代表者等で構成される協働推進に向けた組織の設置で、この組織は「活性化計画の策定や事業の推進母体」として、事業化、企業化に向けての基本方針の決定や資金計画の策定を行います。

協働推進に向けた組織づくり

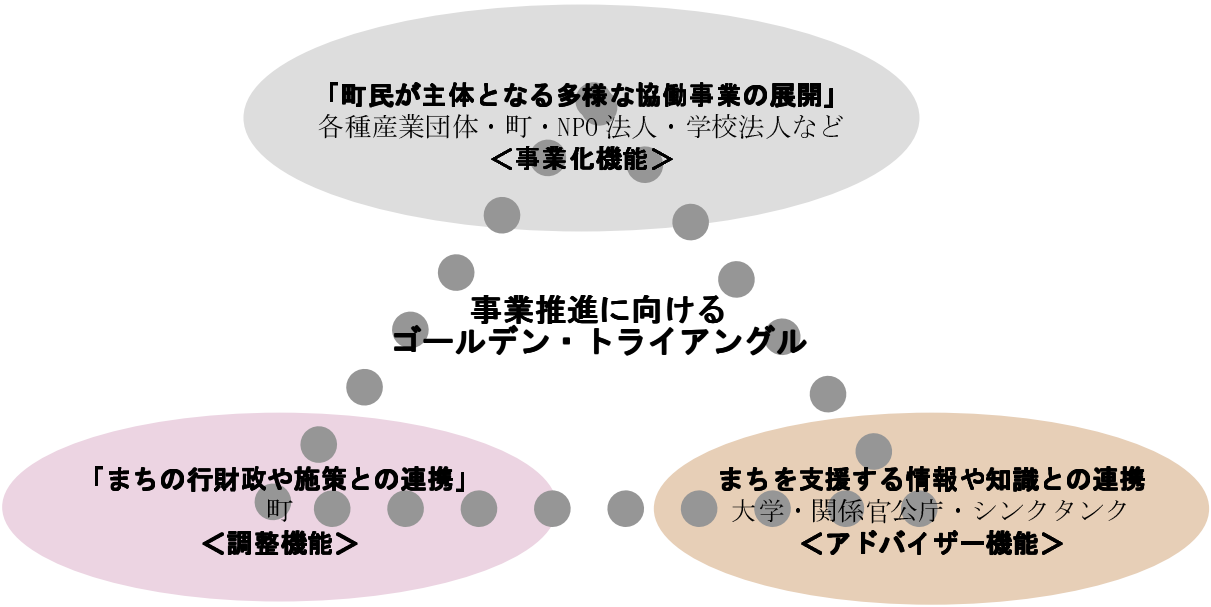

組織の構成イメージ例

（仮称）豊浦町地域経済活性化事業組織委員会

＜事業化機能＞

- 豊浦町
- いぶり噴火湾漁業協同組合豊浦支所
- とうや湖農業協同組合豊浦支所
- 豊浦町商工会
- 胆振西部森林組合豊浦支所
- 豊浦町建設協会
- 豊浦町教育委員会
- 豊浦町農業委員会
- ＮＰＯ法人豊浦観光ネットワーク
- 胆振森づくりセンター豊浦事務所
- 豊浦町文化団体協議会
- 豊浦町体育協会
- 東海大学札幌キャンパス　その他

＜アドバイザー機能＞

- 有識者・学識経験者
- 上位官公庁
- シンクタンク

＜調整機能＞

- 豊浦町企画調整課
- ワーキンググループ

（２）実行委員会

■次に必要となるのは、実施に向けての実行委員会の設置です。実行委員会は、大きくは産業振興事業、交流・イベント事業、環境整備事業など各事業ごとに分けて設置しますが、「計画遂行の実行部隊」として、事業化、起業化に向けての調査、研究、計画立案、事業費、事業手法、運営システム等の策定を行います。

実行委員会の位置づけと構成例

組織委員会：プロジェクトの推進母体

実行委員会：プロジェクトの実行部隊

統括

- 実行委員長
- 副実行委員長
- 統括ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ

実行委員

- 豊浦町
- いぶり噴火湾漁業協同組合豊浦支所
- とうや湖農業協同組合豊浦支所
- 豊浦町商工会
- 胆振西部森林組合豊浦支所
- 豊浦町建設協会
- 豊浦町教育委員会
- 豊浦町農業委員会
- ＮＰＯ法人豊浦観光ネットワーク
- 胆振森づくりセンター豊浦事務所
- 豊浦町文化団体協議会
- 豊浦町体育協会
- 東海大学札幌キャンパス　　その他

事務局

- 宣伝ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ
- 演出ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ
- ﾜｰｷﾝｸﾞｽﾀｯﾌ
- 事務ｽﾀｯﾌ

推進委員会：プロジェクトの応援部隊

■豊浦町自治会連合会　■豊浦町社会福祉協議会　■その他

■さらに必要となるのは、推進委員会の設置です。これは町をあげてのイベントなどを行う場合に必要となり、各自治会の会長さんなどをもって構成します。
■また、交流事業の実施にあたっては、実行委員会の中に運営面に携わる統括プロデューサー（ネゴシエイター）や、宣伝プロデューサー、演出プロデューサー、総括のコーディネーターとして事務局長などをおいていきます。

2　活動主体の設立（地元各団体や民間企業の連携による新法人等の設立）

■実行委員会で検討され、組織委員会で位置づけられた事業計画を今度は実現していかなければなりません。すなわち「誰がやるのか」という事業主体の問題です。外部からの企業誘致などは待っていてもきません。まずは地元で起業し外部へ展開していくことが大切です。
■平成 17 年(2005 年) 6 月、会社組織の枠組みを定める法律である「会社法」が改正されました。これを受けて同年８月には有限責任事業組合契約に関する法律が施行され、「有限責任事業組合」（ＬＬＰ*)、さらに翌平成 18 年５月には「合同会社」（ＬＬＣ*)という新しい概念の事業体が誕生しています。今後、まちの新たな産業おこしなどについては、このような国が推奨する新会社の設立も念頭においていきます。
■いずれも、企業や個人が各々の能力を提供しあって共同事業を行うための新しい形態の事業体であり、共同研究開発、産官学民連携、ＩＴや金融の専門技能を持つ人材による共同事業や高度サービスなどを促進し、地域の経済活力の向上に資することが期待されています。
■ＬＬＰやＬＬＣは、法人や個人が連携して行う共同事業体で、具体的には次のような活用で動き出しています。

1) 大企業同士が連携して行う共同事業(共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など)
2) 高度サービス産業(イベント企画・製作など)
3) 中小企業同士の連携(共同研究開発、共同生産、共同販売など)
4) ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携(ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など)
5) 異業種企業の共同事業(燃料電池、人工衛生の研究開発など)
6) 産学の連携(大学発ベンチャーなど)
7) 専門人材が行う共同事業(ＩＴや企業支援サービス分野：ソフトウエア開発、デザイン、経営コンサルティングなど)
8) 起業家が集まり共同して行う創業
9) 物流の交流化(農・漁家と食品加工・流通業との連携)
10) 農水産業やまちづくりにおいて共同で行う事業

■ＬＬＰやＬＬＣの特徴は、「有限責任」、「内部自治」の新しい会社類型で、創業のコストが小額で済むこと。専門人材の集合体、ジョイントベンチャー、中小企業の連携などで力を発揮します。
■また、ＬＬＰとＬＬＣの違いは、ＬＬＰが法人格を持たないのに対し、ＬＬＣは法人格を持つことがあげられます。このことによって課税上の取扱いの差が生じ、ＬＬＰは構成員課税となり、ＬＬＣは法人課税となっています。
■農業、水産業、観光産業等の新たな展開で構成される地域経済活性化事業は、産業の連関という、まちをあげての取り組みとなることから、国が推奨する新しい事業体であるＬＬＰ（有限責任事業組合）やＬＬＣ（合同会社）の活用なども検討していきます。また、各種観光振興やイベント事業の実施にあたっては、運営管理者として、若者を中心とするＮＰＯ（特定非営利活動法人）などの設立も期待するところです。

ＬＬＰとＬＬＣの相違点

	ＬＬＰ	ＬＬＣ
〈共通点〉	有限責任・内部自治原則	
法人格	なし	あり
課税	構成員課税	法人税の見込み
事業体の財産の帰属	組合員の合有	会社に帰属
構成員の最低人数	２名	１名
業務執行	全組合員が何らかの業務を執行	業務執行社員の選任が可能（業務執行を分担しない社員も認められる）
株式会社への組織変更	不可能	可能
ＩＰＯ（株式公開）	不可能	株式会社に組織変更することにより可能になる
存続期間	有期の存続期間を定める必要あり	存続期間の定めなし

■ＮＰＯ法人の活動事業
1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2)社会教育の推進を図る活動
3)まちづくりの推進を図る活動
4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5)環境の保全を図る活動
6)災害救援活動
7)地域安全活動
8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9)国際協力の活動
10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11)子どもの健全育成を図る活動
12)情報化社会の発展を図る活動
13)科学技術の振興を図る活動
14)経済活動の活性化を図る活動
15)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16)消費者の保護を図る活動
17)前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

３　活動費の調達（国庫補助の積極的な活用）

■豊浦町の経済活性化に向けて国庫補助の活用は不可欠な条件です。しかし国と地方の膨大な借金のなか財政は火の車です。その中でまさに今、三位一体と称し、国と地方の税財政の改革が行われています。
地方のまちが国の補助金を導入していくためのキーワードは、「地域の創意と工夫を凝らした主体的な取り組み」です。
■まちの活性化に向けて今後実行していかなければならない事業の基軸は、Ⅲ章で述べた「人づくり」、「産業づくり」、「環境づくり」、そして「まちづくり」です。各省庁が唱える資源循環型地域振興施策や、地場産業への活力強化事業、市街地整備等まちづくり、そして人材の育成にかかる補助制度を積極的に取り入れていくことで事は成就していきます。そのためにも改革が進められている中にあっても、国の補助制度に対する動きを正しく認識しておく必要があります。
■また事業を推進するにあたり、もう一つの課題は、「誰がやるのか」という事業主体や運営主体の話です。このことに対しても日本の経済活動を活発化していくということから、各団体や中小企業あるいはこれらの連携事業に対しての支援策や規制緩和が積極的に図られてきていることに注目していきます。